

# 入札公告

社会福祉法人愛知県厚生事業団が運営する愛厚弥富の里の給食業務委託について、下記のとおり条件付き公募型プロポーザルを行うので公告します。

令和 4年 3年 22日

社会福祉法人愛知県厚生事業団

## 1. 基本的な考え方

社会福祉法人愛知県厚生事業団が運営する愛厚弥富の里は、施設利用者に毎日、安全で美味しい食事を提供し、安定的かつ継続的に提供可能な事業者を選定するため、見積金額に加え、事業実績、経営状況、社会福祉施設における給食についての考え方、衛生管理及び危機管理体制、利用者に満足してもらうための工夫など、業務遂行能力等を総合的に審査する条件付き公募型プロポーザル方式により委託事業者を決定します。

## 2. 入札に関する事項

- (1) 業務名 愛厚弥富の里給食委託業務
- (2) 業務場所 弥富市栄南町7-2
- (3) 業務施設 愛厚弥富の里  
利用者定員  
障害者支援施設 80人  
短期入所 10人  
職員数 67人
- (4) 業務期間 令和4年10月1日から令和6年9月30日まで  
ただし、令和8年9月30日まで延長することができるものとする
- (5) 業務内容 「愛厚弥富の里給食業務委託仕様書」のとおり

## 3. 応募資格

委託期間中、安全かつ円滑に給食業務を遂行できる事業者であることが必要なため、次のいずれにも該当することを要件とします。

- (1) 法令の規定に基づく許可、認可、登録、免許を受けている。
- (2) 愛知県に本社、支店、営業所、又は、事業所を有している。
- (3) 愛知県競争入札参加資格者名簿において、業務分類 第一希望、業務（大分類）役務の提供、営業種目（中分類） 給食、取扱内容（小分類）の登録がある業者。
- (4) 社会福祉施設（定員100名以上）、又は、総合病院（許可病床数100床以上で複数の診療科を有する）での受託実績が複数年ある。  
※受託実績とは、平成12年4月1日以降の実績。
- (5) 公益社団法人日本メディカル給食協会、若しくは他の調理業務委託関係の団体に加入し、業務の代行が保証されている。
- (6) 過去3年以内に、給食業務において食品衛生法の営業処分を受けていない。
- (7) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていない。

#### 4. 参加申込み等

##### (1) 参加申込み

参加を希望する事業者は、愛知県厚生事業団のホームページ「入札について」から各様式をダウンロードしてください。

ホームページアドレス <http://www.ai-kou.or.jp>

不具合がある場合は、下記連絡先までFAX又はメールで申し出てください。

##### 【連絡先】

社会福祉法人 愛知県厚生事業団 事務局 (予算担当)

電話 052-325-7325 FAX 052-325-7320

メールアドレス [yosan@ai-kou.or.jp](mailto:yosan@ai-kou.or.jp)

##### (2) 書類等配布期間

令和4年3月22日(火)から令和4年4月15日(金)まで

#### 5. 参加手続き、提出書類について

##### (1) 審査に係る提出書類

条件付き公募型プロポーザルに参加しようとする事業者は、次の定めるところにより書類を提出し審査を受ける。

##### ① 提出書類

- ・ 参加申込及び公募資格確認書類
- ・ 提案書及び見積書等

##### ② 提出期限

令和4年4月27日(水) 午後4時(必着)

##### ③ 提出場所

〒461-0032 愛知県名古屋市東区出来町2-8-21

社会福祉法人愛知県厚生事業団

電話 052-325-7325

##### ④ 提出方法

上記場所に持参すること。郵送による提出は受け付けません。

##### (2) 現地見学

施設見学を希望する場合は、愛厚弥富の里(次長)まで申し出てください。

##### ① 期間

令和4年3月22日(火)から令和4年4月8日(金)までの指定する日

※当方が指定する日以外は施設見学はできません。

##### ② 連絡先 愛厚弥富の里給食業務委託

弥富市栄南町7-2

愛厚弥富の里

##### ③ 質疑等

施設見学中の契約内容、仕様等の質問は、一切受けられません。

プロポーザル実施要領別紙3「質問書」により質問してください。

#### 6. その他

審査にて最終選定された事業者と、業務の詳細等の契約締結の交渉を行い、契約を締結をします。

なお、審査にて選定された事業者との契約交渉が不調に終わった場合は、次点の事業者

と契約締結に向けた交渉を行いません。

(1) 提案書、プレゼンテーション資料等の一切の費用は、提案者の負担とします。

(2) 提案書、プレゼンテーション資料等に虚偽、その他、不適切な事項が発覚した場合は、直ちに失格となります。(契約締結後も同様)